

## 第11章 許認可・進出手続き

### 1. 進出手続き

#### (1) 現地法人（新法人設立）

現地法人を設立するにあたって多くの企業が選択する非公開（株式有限責任）会社の設立の流れは図表 11-1、設立後の主な手続きは図表 11-2 のとおりである。

図表 11-1 非公開会社設立の流れ

項目	概要・特記事項
会社名の承認	<p>会社名の申請は、会社登記局 (Registrar of Company : ROC) に Form No. INC-32 (SPICe+) を提出して申請を行う必要がある。商号については、ウェブで予約して Reserve Unique Name を申請し、ROC の中央登録局 (Central Registration Center : CRC) から予約の承認がなされる。予約は承認後 20 日間有効である。</p> <p>なお、SPICe+はウェブベースでのフォームであるため、提出にはデジタル署名証明書 (DSC) が必要である。DSC の取得後、基本定款及び附属定款の作成を行うこととなる点に留意が必要である。</p> <p>Form No. INC-32 (SPICe+) に添付して提出すべき書類は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新会社の基本定款または電子基本約款（会社名や登記上の事務所を置く州、会社の目的、株主の責任の有限性、授権資本金額が含まれている必要がある）</li> <li>・ 附属定款または電子附属約款（取締役会の規定、株式譲渡などの会社内部の運営上の事項を記載するもの）</li> <li>・ AGILE-PRO、INC-9、DIR 2 などの各種フォーム</li> </ul> <p>※ SPICe+のバージョンは 2023 年 1 月に V2 から V3 に移行しているため、申請方法に変更が生じている点に注意する。</p>
会社設立証明書の取得及び資本金の受領・株式の発行に関する報告	<p>各会社の設立・存在を法的に証明する「会社設立証明書」(Certificate of Incorporation) を、企業登録局の代理となる CRC より取得する必要がある。会社設立証明書を取得後、銀行口座を開設し、株主より資本金の受領後 30 日以内に、RBI に対して資本金の送金額を事後報告する必要がある。また、会社設立から 2 か月以内に株式証書を発行する必要があり（ただし、現在は電子化）、終了後 30 日以内に同じく RBI に報告する必要がある。</p>

	なお、会社法に基づき、事業年度は原則として全ての会社が3月末を事業年度として定める必要がある。ただし、インド国外の親会社の決算期に合わせるなど会社法に規定された例外要件に当てはまる場合には、地域局（Regional Director）に対してe-Form RD-1を用いて申請することで、3月以外を決算月とすることが可能である。なお、地域局からの承認命令を受け取った会社は、その日から30日以内に、e-Form INC-28を用いて登記官（Registrar）に報告する必要がある。
--	---

（出所）JETRO ウェブサイト「外国企業の会社設立手続き・必要書類」を参考に作成

図表 11-2 現地法人設立後に実施すべき主な事項

項目	概要・特記事項
取締役会の開催	設立日から30日以内に開催。議事録作成が必要。 その後は毎年ごとに4回の開催が必要であり、2つの取締役会の間隔が120日を超えてはならない。
資本金の振込、株式発行	銀行口座を開設、出資者が資本金を振り込む。 株式発行後30日以内に、インド準備銀行（RBI）に対して直接投資の事後報告を行う必要がある。
PAN、TANの取得	法人所得税の申告書など記載する会社の基礎番号であるPAN（Parmanent Account Number）や、源泉徴収番号であるTAN（Tax Deduction Account Number）は、SPICe+提出後に発行される。
その他	業態に応じて、輸出入を行う際に必要となる「Import Export Code」、サービス税を支払う際に必要となるGST登録等が必要。

（出所）JETRO ウェブサイト「外国企業の会社設立手続き・必要書類」を参考に作成

なお、業種によっては事前に産業ライセンスやインド政府の許認可を取得しなければならない。その制限は少なくなってきており、現在は以下のいずれかに該当するのみとなっている。

- ライセンスが義務付けられている業種：航空宇宙産業・防衛機器産業・通信サービス業・卸売業（規制対象品目を取り扱う場合のみ、許認可必要）など。なお、防衛装備品の製造ライセンスに関しては、インド国営企業に限定される場合が多い。
- 規制地域への進出：グレイターモンバイ、コルカタ、デリー、チェンナイ、ベンガルールなど、1991年国勢調査時点における人口100万人超の23都市から25km以内に立地する場合。ただし、①1991年7月25日以前に工業地域として指定された場所に立地する場合、または②電子機器、コンピュータソフトウェア、印刷業、その他将来的に「非汚染産業」として指定される可能性のある産業については、規制の対象外となる。
- 1986年環境保護法で提示された特定産業：殺虫剤、大量薬品・製薬、石綿及び石綿製品など。
- 一定の金額基準を超えたプロジェクト：河川・渓谷に位置するプロジェクト、石油化学コンビナート、新規工業団地建設など。
- 森林保護区域や国立公園、保護区域、政府の管理下にある土地から半径10km以内のプロ

ジェクト。

## (2) 現地法人（インド地場企業からの株式取得）

インドに現地法人を設立するには、自ら直接投資を行う以外に、設立済み法人の株式を取得する方法もある。

インド居住者からインド非居住者に対して現地法人の株式を譲渡する場合には、インド準備銀行（RBI）が定める株式発行譲渡価格規制（いわゆる「プライシング・ガイドラインズ」、以下同様）の対象となる。これらの規制では、上場企業の株式譲渡価格については、証券取引管理局(SEBI)の価格決定ガイドライン（Preferential Issueに関する規定）を参照することが求められている。なお、2022年1月14日付で、SEBI規則が改正され、その上で上場株式の第三者割当価格に関する規制が改正された。具体的には、上場企業の場合には、証券取引管理局（SEBI）の価格決定ガイドラインに従って行われる株式の第三者割当（Preferential Issue）の割当価格を基準として、基準価格以上の価格で株式を譲渡する必要がある。また、非上場企業の場合は、SEBIの登録を受けたカテゴリー1のマーチャントバンカー、公認会計士、または実務経験のあるコスト・アカウンタントが算出する公正評価額（fair value）を基準として、基準価格以上の価格で株式を譲渡する必要がある。

## (3) 駐在員事務所・支店

駐在員事務所や支店の設立手続の流れは、図表11-3のとおりである。ポイントとなるのは、インド準備銀行（RBI）からの許可取得である。なお、非居住者企業は、特定の条件を満たす場合において、インドの特別経済区（SEZ）に支店を設立することは一般的に許可されている。具体的には、①支店が100%のFDIが認められている分野で事業を行っていること。②支店が会社法（Companies Act, 2013）の第22章に準拠していること。③支店が他のインド国内拠点と連携せず、独立で運営されていること、の3つの条件を満たす必要がある。

図表 11-3 駐在員事務所・支店の設立の流れ

項目	概要・特記事項
インド準備銀行（RBI）への申請と許可の取得	インド準備銀行（RBI）の個別許可が必要となる（承認は、実質 RBI の認可した承認取引銀行（AD-Category-I Bank）が行い、RBI は一意の識別番号の付与を行う）
企業登録局（ROC）への登録	インド準備銀行（RBI）からの開設許可後30日以内に、外国企業の登録に必要な書類を添付の上、様式FC-1を提出する。届け出が完了すると、営業拠点設立証明書が交付される。
PAN、TANの取得	PAN（Permanent Account Number）、源泉徴収番号であるTAN（Tax Deduction Account Number）の取得を行う。

（出所）JETROウェブサイト「外国企業の会社設立手続き・必要書類」を参考に作成

#### (4) プロジェクト・オフィス

プロジェクト・オフィスの設立にあたっては、インド国内でのプロジェクト遂行に関する契約をインド企業と締結し、かつ、下記の 4 条件のうちの一つを満たす場合にはインド準備銀行(RBI)の承認は不要であり、承認取引銀行(AD-Category-I Bank)による承認で良い。いずれの条件も満たさない場合は個別承認が必要となる。また、プロジェクト・オフィスは契約に基づいた活動のみが許可されるため、他の業務や情報収集などを行うことはできない。

- ① プロジェクトのための資金が、海外からの送金により賄われる
- ② プロジェクトのための資金が、国際金融機関（世界銀行など）の融資などにより賄われる
- ③ プロジェクトが管轄当局から許可を取得している
- ④ プロジェクト契約を発注する企業が、インドの公的金融機関または銀行からタームローンの設定を受けている

プロジェクト・オフィスの設立手続は、図表 11-4 のとおりである。

図表 11-4 プロジェクト・オフィス設立の流れ

項目	概要・特記事項
開設届出	Form FNC と呼ばれる様式に会社名、受注したプロジェクト内容などの必要事項を記入し、承認取引銀行(AD-Category-I Bank)への申請を行う。
企業登録局(ROC)への登録	インド準備銀行(RBI)からの開設許可後 30 日以内に、登録に必要な書類を添付の上、様式 FC-1 を提出する。届け出が完了すると、営業拠点設立証明書が交付される。
PAN, TAN の取得	PAN (Permanent Account Number) や TAN (Tax Deduction Account Number) の取得を行う。

(出所) JETRO ウェブサイト「外国企業の会社設立手続き・必要書類」を参考に作成

なお、外国法人がインドに恒久的施設(Permanent Establishment : PE)を持っていればインドにて課税される。

日印租税条約では、例えば以下のものが PE に該当するとされ、物理的施設のみならず一定期間の建設工事監督や代理人がいることが PE に該当することもあるため、注意が必要である。

- ・ 支店、事務所、工場、作業場などの事業を行う一定の場所
- ・ 鉱山、油井・ガス井、採石場、その他天然資源の採取場所
- ・ 他人に保管施設を提供する者に関連する倉庫
- ・ 農場・プランテーション、その他農業・林業・プランテーション関連活動の場所

- ・ 店舗またはその他の販売拠点
- ・ 天然資源の探査に使用される設備・構造物（ただし 6 か月超使用の場合に限る）
- ・ 建築工事現場または建設・据付・組立工事で 6 か月以上存続する場合
- ・ 建築工事などに関連して監督活動を 6 か月超行う場合
- ・ 契約締結、在庫管理、注文取得活動を行う代理人（独立した代理人は除く）

インド税務当局に PE 認定された場合、あるいは PE 組成が確実と認められる場合は、PE としての税務コンプライアンスを満たさなければならない。また、当該 PE に関して出張し、PE が費用負担する場合の出張者は、短期滞在者免税制度を提供することができず、インドで個人所得税の納税義務が発生する。

## 2. 撤退・倒産処理手続き

### (1) 概要

インドにおける会社の清算方法は、以下の 4 パターンに大別される。

- ① 任意清算（Voluntary Liquidation）：株主総会決議に基づく清算
- ② 強制清算（Liquidation）：債務超過や法定報告を行わなかった場合などにおいて会社法審判所が主体となって行う清算
- ③ 除名（Strike-Off）：ROC からの除名による会社清算で、特に事業運営が既に停止している、あるいは停止に近い状況にある企業が検討できるメカニズム
- ④ 合併・企業統合（Merger / Amalgamation）：合併・企業統合により、保有するインド法人を他のインド法人に統合して事業を継続させる場合、合併に伴う株式の発行、売却については、インド準備銀行のプライシングガイドラインに準拠した公正市場価格での評価が求められる。また、これに基づくバリュエーションレポートは、AD 銀行を通じて提出する必要がある。

インドでの事業からの撤退・拠点閉鎖の障害になりうる法令上の制限としては、1947 年産業紛争法が存在する。2020 年労使関係法（Industrial Relations Code, 2020）により、従業員数が 300 人を上回る企業は、閉鎖 90 日以上前に州政府に申請し、許可を取得する必要がある。

また、従前、1956 年会社法下で運用されていた会社清算は、任意清算にせよ強制清算にせよ裁判所が関与する手続であり、関係当局から残債務のないことやコンプライアンス違反のないことの確認を要するなど、その完了までに極めて長期の時間がかかり、撤退・拠点閉鎖の手法としては必ずしも現実的な選択肢ではなかった。また、統一的な倒産法は存在していなかった。しかし、後述する 2016 年に施行された破産倒産法により、任意清算は同法に基づき行われることになった。会社再建手続は、原則として手続開始決定から 180 日以内に完了する必要があり、裁判所の許可により一度だけ 90 日の延長が可能である。同手続内において再生計画が承認されない場合には、清算手続に移行するが、清算手続開始から 1 年以内に清算手続が完了するタイムラインが定められたことにより、大幅な清算処理の迅速化が図られた。ただし、現実には法定のタイムライ

ンよりも時間がかかる。さらに、破産倒産法においては、これまでより強い権限が債権者に認められている。管財人としてインド破産倒産委員会のメンバーとして登録されている倒産専門家が任命される。

## (2) 設立形態別の閉鎖の容易性

設立拠点の形態によって、閉鎖の容易度は大きく異なる。詳細は図表 11-5 のとおり。

図表 11-5 設立形態別の閉鎖の容易性

拠点の形態	閉鎖の容易性
駐在員事務所	閉鎖を前提としているため、閉鎖の手続きは容易である。
プロジェクト・オフィス、支店	駐在員事務所と同様に比較的容易ではあるが、営業利益を上げることが前提であるため、それに係る税務上の承認に若干のリスクがある。
現地法人	閉鎖は前提とされておらず、清算には国家会社法審判所の承認が必要である。

(出所) JETRO ウェブサイト「インドへの進出事業体の形態ごとの留意点（2024 年 2 月）」を参考に作成

## (3) 有限責任会社の拠点閉鎖にあたっての現実的な対処例

現実的な対処方法としては、合弁パートナーまたは第三者への株式譲渡などが利用されている。また、従業員数が 300 人未満の場合には政府へ通知するだけで良いとされているため、分社化などにより従業員数の調整が行われることもある。

なお、撤退時に伴う問題を最小限に抑えるためには、進出時から撤退基準・撤退要件を明確に把握しておく必要がある。その上で、例えば、インド法人の株式を日本の親会社が直接保有するのではなく、間接的に保有する形とすることや、合弁で出資をする場合は、パートナーとの合弁契約書に撤退要件などを定めておくことなどの対策が考えられる。

## (4) 破産倒産法

2016 年 12 月 1 日、破産倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code, 2016。以下、「破産倒産法」という）の主要部分が施行された。破産倒産法が制定される前、インドにおいては統一的な倒産法制が存在せず、シックカンパニー（経営不安に陥った企業）に関する SICA (Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985)、会社法などの複数の法令が適用されていた。SICA は特定の業種の会社のみ（主として製造業）を対象としていたものの、インドの倒産手続の中で中心的な役割を果たしてきた。もっとも、実務上は SICA 以外にも複数の倒産手続が並行して係属することも多く、実効的かつ単一の倒産法制の必要性が議論されていた中で、破産倒産法はそのような問題意識に応えるものとして制定された。なお、破産倒産法の施行に伴い、SICA は 2016 年 12 月 1 日付で失効し、同時にシックカンパニーの再建手続を管轄していた財務省の「産業金融再生委員会」

(Board for Industrial and Financial Reconstruction : BIFR)<sup>11</sup>も廃止された。

---

<sup>11</sup> インド財務省金融サービス局 (Government of India, Ministry of Finance, Department of Financial Services) に設置されていた委員会であり、規制当局の性質を有しながらも公的な見地からシックカンパニーの再建手続を主宰する役割を担っていた。